

対象となるリフォーム工事

区分	工 事 内 容
改 築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
改 修	Ⅰ 店舗の耐久性を高める工事 ①基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事 ②塗装工事 ③建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 ④その他耐久性を高めるために必要な工事 Ⅱ 店舗の安全性又は防災上必要な工事 ①基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事 ②柱、梁等について有効な補強を行う工事 ③筋かい、火打ち等に補強を行う工事 ④外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事 ⑤屋根を不燃材で葺き替える等の工事 ⑥避難施設、防火設備又は換気設備の設備工事 ⑦段差解消、スロープ等の設置又は改修工事 ⑧店舗前及び駐車場の舗装工事 ⑨その他安全上又は防災上必要な工事 Ⅲ 店舗の機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事 ①襖・障子・網戸・畳の張替えを行う工事 ②床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装工事 ③扉の交換工事 ④窓ガラス・サッシの交換工事 ⑤ドアの電動化工事 ⑥店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事 ⑦看板・日よけの修復及び設置工事 ⑧店舗内の売り場に据え付けを伴う備品の購入費とその設置工事 ⑨厨房の改修工事 ⑩給排水・衛生（換気を含む）設備工事 ⑪その他環境を良好にするため又は店舗の衛生上必要な工事 ⑫冷暖房設備（エアコン等）の設置工事 ⑬店舗周辺美化に要する費用（花壇・休憩スペース等） ⑭環境負荷軽減に資する工事（断熱、ＬＥＤ照明設置による省力化やＣＯ２削減による環境への配慮等を目的とした工事、太陽光発電設備は対象外とする）